

令和4年度整備

築上町地域密着型サービス整備事業者公募要項

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

令和3年10月

築上町保険福祉課

1. 趣旨

築上町では、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画（第8期）及び築上町高齢者保健福祉計画（第8期）に基づく令和4年度の地域密着型サービスの整備にあたり、築上町内においてサービス提供を行う事業者の協議を受付け、福岡県介護保険広域連合へ提出する事業者の選定を行います。

築上町での事業者選定は、整備事業者の指定を確定するものではなく、福岡県介護保険広域連合による地域密着型サービス運営委員会での審議を経たうえで決定されます。

2. 募集内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・1事業所

※一体型・連携型どちらでも可

※有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅との併設の場合は、開設後、併設施設の利用者割合は全利用者数の50%以内とします。

(2) 募集地域・・・築上町内

3. 応募資格

今回の募集に応募ができる事業者は、次の全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 応募事業者は法人格を有し、介護サービス提供を現に行っていること。
- (2) 開設者は、法人代表であること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項（及び第115条の12第2項）各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (4) 会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (5) 応募者及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難される関係にないこと。
- (6) 確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験等を有するものであること。
- (7) 福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例（平成25年条例第1号）など介護保険関係等の基準を満たし、その他関係する法令にも適合していること。

4. 施設整備及び運営に関する基本的事項

(1) 整備及び開設の時期

原則、令和4年度内に竣工、開設すること。

(2) 施設整備・運営に関する基本条件

- ① 事業所を築上町内に有すること。（応募の時点では予定を含む。この場合、開設までに設置すること。）
- ② 土地、建物は法人所有もしくは賃貸借であること。
- ③ 土地及び建物に、当該事業に係わる資金の抵当権以外の抵当権はつけられません。
- ④ 運営に関しては、介護報酬（介護保険法第42条の2第2項各号に定める額とし、町独自加算はありません。）及び自己負担金による自主運営とすること。
- ⑤ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業者として指定を受けること。指定時に指定基準を満たしていない場合は、事業計画が選定されても指定できません。

(3) サービス提供の原則

原則、サービスの利用対象者は、築上町の介護保険の被保険者とすること。ただし、築上町の利用者に対するサービスに支障がない限り、30分以内で行ける周辺地域（原則、広域連合の構成市町村に限る）の利用者へサービスを提供することは可能とします。

(4) 共通事項（法令遵守）

応募にあたって、必要とされる関係法令、条例等を遵守し、法規制等がある場合は、関係機関と十分に協議を行い、事業が円滑に実施できる環境を整えること。

[関係法令]

介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法、文化財保護法、河川法、砂防法、農地法、国有財産法など

5. 事業者の審査・選定方法

- ①事業者は、選定基準に基づき、町職員で構成する選定委員会で審査を行い築上町長が決定します。
- ②応募者が1者であっても、必要な書類が提出された場合は審査を行います。
- ③審査の過程で町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ④審査の結果、整備事業者なしとする場合があります。
- ⑤選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知します。
- ⑥選定された事業者（築上町が福岡県介護保険広域連合に選定結果を通知した事業者）については、福岡県介護保険広域連合が地域密着型サービス運営委員会で採択した後に築上町ホームページに掲載します。
- ⑦町の選定は、介護保険法に基づく指定を確定したものではありません。介護保険法に基づく事業者の指定は、地域密着型サービス運営委員会の決定を踏まえて福岡県介護保険広域連合が行います。
- ⑧選定委員会は、非公開とします。
- ⑨整備事業者が決定しなかった場合又は整備事業者の応募がない場合は、再度公募を行う場合があります。

(1) 選定基準

主に次の点について審査を行います。

項目		着眼点
経営理念と運営の基本的考え方	経営理念と運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の経営理念及び施設の運営方針が明確であるか ・法人の介護事業の経営状況、これまでの事業運営状況
	整備に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムを推進するうえでサービス整備についてどのように考えるか(築上町の地域特性や高齢化の現状を踏まえた施設及びサービス整備の考え方)
	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療、介護関係者、地域包括支援センターや地域のケアマネージャーとどのように連携を図るか ・介護、医療連携推進会議(運営推進会議)の開催の考え方
	利用者保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のプライバシー保護など尊厳保持、虐待の防止等の具体的な取り組み ・苦情解決の仕組みや事故対応等の具体的な方策
事業所管理運営	職員体制・雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者等は介護保険サービスにおいて、実績と経験年数があるか ・事業運営に必要な職員の配置や雇用見込みについて具体性があるか ・雇用の安定を図るための具体的な方策があるか ・築上町内在住者の雇用の考え方
	サービス提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場に立った、質の高いサービスを提供するための職員研修等の具体的な取り組みが計画されているか ・重度利用者への対応、ターミナルケアについての取り組みはどうか ・入所者以外への在宅生活者へのサービス提供について、どのように考えるか ・利用者が有料老人ホーム等の入居者に偏っていないか
	設備基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報等を蓄積する機器を備えているか。また、通信機器は、オペレーターとの適切な通信手段が備えられているか ・利用者家族等からの相談場所は確保されているか ・職員の待機場所及び休憩場所は確保されているか
	資金計画と財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の建設及び健全かつ安定した事業運営が見込まれる資金計画であるか ・事業開始後の収支シミュレーションは適切か ・既設法人の財務状況は健全か
その他	取り組みの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード、ソフト面を通じて、質の高いサービスを提供するための具体的な取り組み等整備事業者選定に関して必要な事項
整備予定の土地・建物	予定地の状況及び整備工程	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程など整備スケジュールは適切か ・事業用地及び施設は確保できているか

(2) 応募にかかる留意事項

- ① 応募にかかる費用は全て応募事業者の負担とします。
- ② 事業者の選定にあたって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求める場合があります。
- ③ 提出いただいた事業計画及び添付資料等は、理由の如何に関わらず返却しません。原則として、提出書類はそのまま選定委員が利用します。
- ④ 応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にします。
- ⑤ 応募受付後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意）を提出してください。
- ⑥ 応募事業者が1者であった場合も、選定委員会の審査を行います。

6. 整備に伴う補助金について

本公募に伴う開設準備等に対しては、福岡県地域密着型施設等整備補助金を財源とし築上町から補助金を交付する予定です。なお、補助金は交付申請に基づいて福岡県の審査等により決定されます。

- (1) 福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱及び築上町地域密着型施設等整備補助金交付要綱の規定に基づきます。
- (2) 町が選定したことをもって、補助金の交付が約束されたものではありません。
- (3) 資金計画及び事業計画を立てるにあたっては、県補助金の不採択または減額の可能性があるため、補助金が交付されない内容で資金計画を作成するようお願いします。

7. 提出書類

- (1) 別表「応募に係る提出書類一覧表」のとおり提出してください。
- (2) 提出書類に押印する印鑑は、必ず法務局に登録されている法人代表印を使用してください。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (4) 応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。
- (5) 書類は、原則としてA4判で作成し、原本1部、写し3部を提出してください。図面等で必要な場合はA3判（A4判3つ折、右側片袖折）としてください。
- (6) 提出された書類は、「応募に係る提出書類一覧表」を先頭ページとして、同一一覧表のインデックス番号を付けたうえで、ファイル等に綴じて提出してください。
- (7) 応募締切り後の事業者の都合による提出書類の修正・追加は不可とします。ただし、築上町からの指示により書類を修正、追加する場合は除きます。

8. 禁止事項と欠格事項

- (1) 選定委員会の選定の前に、応募事業者が選定委員会委員及び町職員に対し選定を求めた場合、特定事業者の排除を目的とし、直接、間接を問わず連絡又は接触をした場合は失格とします。
- (2) 応募事業者が、町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合は、失格とします。
- (3) 応募事業者が提出した書類に虚偽の記載が認められた場合には、応募を無効とします。
- (4) 選定委員会の選定の前後に、重要な事項（建設場所、資金計画等）について変更が行われ、適切な施設整備または事業運営が困難と判断される場合は、失格とします。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難される関係にある場合は、応募できません。又、これに違反していることが判明した場合は、失格とします。

9. 応募手続

(1) 受付期間

令和3年10月22日(金)から令和3年12月17日(金)まで

※土・日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

築上町役場 保険福祉課 福祉係

〒829-0392 築上町大字椎田 891 番地 2 本庁 1 階 7 番窓口

(4) 質問票の提出及び回答

この募集要項に関する質問は、P7別紙の様式に記入のうえ、FAXにより提出してください。これ以外の方法(電子メール、持参、電話、口頭等)での質問はご遠慮ください。質問への回答は、築上町ホームページ上に随時掲載します。

① 送付先FAX番号 0930-56-0334

② 質問票受付期間 令和3年12月10日(金)まで

③ 質問最終回答日 令和3年12月16日(木)

10. スケジュール

令和3年12月17日(金) 17:00	申込書及び、添付書類提出締め切り
令和4年1月中旬	書類審査、選定委員会
令和4年1月中旬～1月下旬	事業者決定
令和4年度内	開設

11. 担当部署

築上町役場 保険福祉課 福祉係

〒829-0392 築上町大字椎田 891 番地 2

TEL : 0930-56-0300 FAX : 0930-56-0334

電子メール : koureisya@town.chikujo.lg.jp

(別紙)

【送付先】 FAX 0930-56-0334

令和3年 月 日

築上町役場 保険福祉課 行

地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）
整備事業者募集に関する質問票

地域密着型サービス事業所整備事業者募集について、次のとおり質問を提出します。

法人名				
連絡先	住所	〒		
	TEL		FAX	
	E-mail			
	担当者氏名			

質問事項

(質問事項を具体的に記入して下さい。)

提出は 令和3年12月10日(金)まで